

国会議員互助年金制度の概要

根拠法令……国会議員互助年金法(昭和33年法律第70号)
 (国会法第36条「議員は、別に定めるところにより、退職金を受けることができる。」の規定に基づき定める)

施行期日……昭和33年5月22日

		支給要件	年金額等
互助年金	普通退職年金	○10年以上の在職年を有する者が退職したとき。	$\frac{103万円 \times 12月 \times 50}{150} = 412万円$ ○退職時歳費年額×50/150(在職10年) ・在職年が1年超えるごとに1/150を加える。 ・在職年が50年で打ち切り。(90/150) ○若年停止 65歳未満全額停止(経過措置あり) ○高額停止 ○基礎歳費最高限度額 現在歳費 (現在 1,030,000円) 1,237,500円
	扶遺助年金族	○10年以上の在職年を有する者が在職中死亡したとき。 ○普通退職年金受給者が死亡したとき。	○普通退職年金年額×1/2(非課税)
互助一時金	一退時金職	○3年以上10年未満の在職年を有する者が退職したとき。	○在職期間に係る納付金総額×80/100(期末手当からの納付金を除く。)
	一遺時金族	○3年以上10年未満の在職年を有する者が在職中死亡したとき。	同上 (非課税)
納付金		○毎月、歳費月額10/100に相当する額を国庫に納付(現在 103,000円) ○期末手当の額の5/1,000に相当する額を国庫に納付	
費用負担		国庫	

国会議員互助年金在職年数別受給額（普通退職年金）

在職年数	年 額	月 額
10年	4,120,000 円	343,333 円
11年	4,202,400 円	350,200 円
	(在職1年で年82,400円増)	
20年	4,944,000 円	412,000 円
25年	5,356,000 円	446,333 円
35年	6,180,000 円	515,000 円
50年	7,416,000 円	618,000 円